

総務・政策・企業常任委員会

◎ 開催日時 平成30年10月4日（木） 10時02分～11時01分

◎ 開催場所 第一委員会室

◎ 説明員 総務部長および関係職員

◎ 議事の概要

【総務部所管分】

1 付託案件

(1) 議第110号 平成30年度滋賀県一般会計補正予算（第5号）のうち総務部所管分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第134号 平成30年度滋賀県一般会計補正予算（第7号）のうち総務部所管分について

委員からは、5年前の源泉所得税の徴収漏れの発生時の再発防止策が生かされずに、同様の事案が発生し、延滞税や不納付加算税など、余分な費用が発生したことは非常に重き事態であることから、今後はより一層慎重な取り組みを求める、税務署への確認結果をきちんと引き継ぐなど、しっかりとしたチェック体制が必要である、などの意見が出された。

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第135号 平成30年度滋賀県一般会計補正予算（第8号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議第137号 平成30年度滋賀県一般会計補正予算（第9号）のうち総務部所管分について

委員からは、最近、災害による被害に伴う補正予算が多く、また、これからもふえると思料される中で、財源内訳を見ていると非常に一般財源が多いが、行政経営方針などで、来年度から県民の皆さん方に我慢してもらわないといけないことも多く出てくるので、今後の査定においては、真に改修が必要なのか、しっかりと見極めた上で対応いただきたい、などの意見が出された。

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第129号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (6) 議第 136 号 建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
委員からは、教育会館敷地に係る県有地については、医療福祉拠点整備事業を進めると県が政策決定したにもかかわらず、結局、平成29年当時から何ら進展がない状況が続いているが、当該敷地は県民の財産であり、この間いたずらに時間を費やしたことは県民益の損失であることをよく肝に銘じた上で、今後は取り組まれない、これからの裁判の経過については、適宜、議会に報告されたい、今後、裁判の過程の中で、裁判所から和解案が提示された場合は県と相手側の双方が納得できるように十分議論いただきたい、などの意見が出された。

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

- (1) 報第9号 公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果について
- (2) 報第10号 公立大学法人滋賀県立大学の第2期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について
- (3) 公益法人等の経営状況説明書（公立大学法人 滋賀県立大学）について

3 一般所管事項調査



委員会で配付された資料

- 1 源泉所得税の徴収漏れおよび対応について
- 2 平成30年度9月補正予算 主な事業概要 総務部
- 3 建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
- 4 議第129号参考資料 県の行う建設事業の市町負担率等
- 5 報第9号 公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果について（概要）
- 6 報第10号 公立大学法人滋賀県立大学の第2期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について